

## 1 事業者からの問い合わせ

### <各課共通>

#### Q 法や条例に基づく申請や届け出はどこに行けば良いですか？

(本庁と多摩環境事務所、区や市との役割分担など)

A 環境局 HP>窓口一覧>各施策に関する窓口をご覧ください。

基本的には区部及び島しょは本庁、多摩地域は多摩環境事務所になります。また、施策によっては区、市が担当する場合がございますのでご確認ください。とくに八王子市は中核市として、広い範囲の施策を所管しております。

### <管理課>

なお、高圧ガス保安法に基づく許可申請、届出の中には、高圧ガスの輸入検査に係る申請など、多摩地域に所在する事業所であっても本庁にご提出いただくものがございます。

#### Q 高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売事業を始めたいので届出を提出したいのですが、複数の販売所（支店）がある場合、一つの届出書にまとめて提出できますか？

A 高圧ガス保安法では、高圧ガスを販売しようとする場合、販売事業を開始する20日前までに、販売所（支店）ごとに「高圧ガス販売事業届書」の提出が必要です。販売所（支店）ごとに届出書を作成してご提出ください。

販売所（支店）が、23区・島しょ地域と多摩地域の両地域に所在する場合は、お手数ですが、23区・島しょ地域に所在する販売所（支店）の届出書は本庁に、多摩地域に所在する販売所（支店）の届出書は多摩環境事務所にお届けください。

なお、液化石油ガスの販売については、別途、担当までご相談ください。

#### Q 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく申請書や届出書の提出は、申請者や届出者本人以外の第三者（＝申請者又は届出者以外の法人の社員等）でも認められますか？

A 可能です。

ただし、その場合は、申請者又は届出者が、当該申請書等の提出を、第三者（御提出者）に委任したことを示す「委任状」（申請者又は届出者の代表者印の押印が必要です。）及び、御提出者の社員証など身分証の御提示または写しの御提出をお願いします。

#### Q 高圧ガス保安法に基づき、設置に係る申請又は届出を行った高圧ガス設備や冷凍・空調設備の使用を廃止しようと思います。

当面、当該設備を撤去せずに残置したいのですが、法的に問題はないでしょうか？

A 使用を廃止した高圧ガス設備等を撤去せずに残置することは可能です。

廃止の際は、設備内の高圧ガスを適切に回収するとともに、今後も稼働する当該設備以外の高圧ガ

ス設備等がある場合で、それらの設備と廃止する設備の配管がつながっている場合は、当該配管を切断し、閉止する措置を講じてください。

なお、当該設備の廃止後に、「高圧ガス製造廃止届」又は「高圧ガス製造施設等軽微変更届書」の提出が必要です。

### <環境改善課>

**Q（不動産調査等のため）水質汚濁防止法の届出事業場の有無を確認したいのですが。**

A 水質汚濁防止法の届出事業場の最新の一覧については、環境局ホームページで公開しています。以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/pollution/regulation/list.html>

なお、過去の一覧をご覧になりたい場合には、多摩環境事務所及び東京都庁環境局自然環境部の窓口で閲覧が可能です。（電話での個別対応はしておりません。）

**Q（不動産調査等のため）下水道法の届出事業場の有無を確認したいのですが。**

A 下水道法の届出事業場については、多摩環境事務所では把握していません。下水道を管理している各市町村の下水道部局等にお問い合わせをお願いします。

**Q（不動産調査等のため）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に該当する工場・指定作業場の有無を確認したいのですが。**

A 多摩環境事務所が所管している町村の工場・指定作業場（一部、市の地域の大規模事業場を含む）については、以下の一覧のとおりです。

（PDF ファイルを貼り付ける）

なお、市の地域の工場・指定作業場については、各市の環境部局にお問い合わせをお願いします。

**Q 土壌汚染対策法で区域指定されている土地を確認したい。公開されている土壌汚染の情報を閲覧したいのですが。**

A 土壌汚染対策法で区域指定されている土地、過去に指定されていた土地の情報については、以下のページで公開しています。

<https://www.dojou.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/SoilPollution/search/>

こちらのページでは、土壌汚染対策法の区域指定の土地のほか、環境確保条例に基づいて調製された土壌汚染情報の台帳を検索・閲覧することができます。

### <自然環境課>

**Q 自分の土地を開発するのに手続きが必要なのですが？**

A 東京都は、都内で 1,000 平方メートル(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては 250 平方メートル)以上の敷地で開発計画や建築計画等がある際は、東京における自然の保護と回復に関する条例(以下「自然保護条例」という。)の第 14 条に基づき「緑化計画書の届出」を、第 47 条(又は第 48 条)に基づ

き「開発の許可」を行っています。

自然保護条例第 47 条又は第 48 条の開発許可に該当しない案件で、1,000 平方メートル(国及び地方公共団体の有する敷地においては 250 平方メートル)以上の敷地において建築物の新築、増改築等を行う場合は、敷地や建築物上での一定基準以上の緑化が義務づけられており、事業者は、事前に緑化計画書の届出をしなければなりません。

また、多摩地域には国立公園、国定公園、都立自然公園や近郊緑地保全区域が存在します。これらの区域内では、各種の開発行為が規制されています。開発行為を行う場合は、自然公園法、東京都自然公園条例及び首都圏近郊緑地保全法に基づく申請や届出の手続きが必要となります。

それぞれの指定区域や対象行為等については、自然環境課にご相談ください。

## <廃棄物対策課>

**Q 不要となった産業廃棄物を処分したいので、業者を紹介してもらえますか？**

A 東京都が特定の業者を紹介することはできないので、(一社)東京産業資源循環協会(電話:03-5283-5455)へお問い合わせください。複数の業者を紹介してもらい比較検討をして、排出事業者であるみなさんが納得したうえで、収集運搬業者及び処分業者と委託契約を直接締結することになります。

## 2 事業者・都民に知っておいてほしいこと

### <管理課>

**Q プロパンガスを使っている建物や敷地で掘削工事などを行う際に注意すべきことがありますか？**

A 掘削工事等を行う際に、万が一、ガス管を損傷してしまうと、火災や爆発など近隣にも迷惑がかかるような事故につながるおそれがあります。

こうした事故を防ぐため、ガス事業者以外による工事等(建物の改築・解体・給排水等の工事)を行う際には、工事の前に必ず施設の所有者又は管理者にガス管の位置や深さ等を確認し、ガス管損傷による事故のないようにしてください。

**Q ガスボンベをトラック等で運搬する場合、許可、届出などが必要でしょうか？**

A ガスボンベの移動(運搬)は、高圧ガス保安法に定める移動(運搬)の方法を遵守して行わなければなりません。許可や届出等は必要なく、だれでも運搬することはできます。

ただし、ガスボンベに充填した高圧ガスの種類や数量によっては、一定の資格を有する「移動監視者」が運転または同乗しなければなりません。

高圧ガス保安法に定める移動の方法の事例の一部を記します。

車両への警戒標等の標識の掲示

容器の転落や転倒の防止措置

イエローカード(運搬する高圧ガスの性状や事故発生時の措置を示した書面)

防災・消火機材の携行 ほか

なお、多摩地域でも運搬中の容器の転落等の事故が発生しています。車両から転落した容器によって、周囲の車両や歩行者に衝突する大事故を招くおそれがあります。

車両の発進前に、ガスボンベがロープ等でしっかり固定されているか、荷台の扉が閉まっているか、など、移動の方法を遵守していることの確認を徹底して運搬を行ってください。

**Q 事業所の名称を変更したので、高圧ガスに係る「事業所名称等変更届書」の提出について知りたいのですが。**

**Q1 事業所の名称のほか、代表者も変わりましたが、別々の2通の届書の提出が必要でしょうか？**

A1 一通の届書に、まとめて記載し、ご提出いただければ結構です。

**Q2 ファックスによる提出はできますか？**

A2 ファックスでのご提出もお受けいたしますが、ファックス番号の間違いによる誤送信を防ぐため、郵送又は御来所によるご提出をお勧めいたします。

なお、当所で届書を受理したことの記録を御希望される場合は、受理印を押印した副本を返却いたしますので、正本をコピーした「副本」と返信用の封筒(切手を貼付してください。)を、正本と一緒に御郵送又は御持参ください。

### <環境改善課>

**Q 夏になると光化学スモッグが発生するのはなぜですか？**

A 光化学スモッグは、光化学オキシダントが高濃度になると発生する現象です。この光化学オキシダントは、気温が高く、日照があるときに高濃度になりやすくなります。夏は、光化学オキシダントが高濃度になる気象条件が多く出現するため、光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグの発生メカニズムについては、以下のページをご覧ください。

<https://www.ox.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/meca.html>

**Q 近隣からの騒音で困っています。どちらに相談すれば良いですか？**

A 騒音や振動に関するご相談は、基本的に、騒音の発生源の所在地における法や条例を管轄する自治体が承ります。お問い合わせ先は以下の通りです。

23区・多摩地域の市	各区市の環境担当部署(※)
多摩地域の町村	多摩環境事務所環境改善課(電話 042-523-3516)
島しょ地域	環境改善部大気保全課 (電話 03-5388-3491)

※市の地域の騒音・振動に係るご相談の一部(深夜帯における騒音(カラオケなどを除く))は多摩環境事務所環境改善課で承ります。

### <自然環境課>

**Q シカやイノシシ、クマ等が農地や住宅地に多くやってくるようになったのはなぜですか？**

A 以前は、林業や狩猟で人々が奥深い山にまで出入りしていました。野生動物にとっては人間の存在は脅威で、狩猟による個体数の調整も行われていたと思われます。

しかし、中山間地域の過疎化で、山に入る人は少なくなるとともに、畑も耕作放棄地となって荒れてきました。さらに狩猟人口の減少と高齢化で、野生動物にとって生息しやすい環境が拡大しています。

また、少雪化や暖冬傾向によって生息適地が拡大しているともいわれています。

これらさまざまな要因が複合的に絡み合い、野生動物の生息域と人間の生活圏との境界線がどんどんなくなって、都市や平野部にまで野生動物が出没するようになったと考えられています。

#### **Q「ここは保全地域です」という看板を見つけました。他県では見たことがないですが？**

A 東京都は、自然保護条例に基づき、保全地域の指定を行っています(令和2年度末現在、50 か所、約760ha)。多摩の里山や森林など規模の大きな自然地を対象として選び出し、地元区市町村長や東京都自然環境保全審議会の意見を聴いたうえで指定しています。

#### **Q 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の違いは何ですか？国立公園をなぜ都が管理しているのですか？**

A 自然公園は、国立公園、国定公園、および都道府県立自然公園を指します。

自然公園法第2条第1項に基づき指定されています。

国立公園は、日本を代表するに足る傑出した自然の風景地が指定され、国が指定し、国が管理しますが、東京都は一部事務を法定受託しています。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地が指定されます。国が指定し、都道府県が管理します。

都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地が指定されます。都道府県が指定し、都道府県が管理します。

### **<廃棄物対策課>**

#### **Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？**

A オフィスや飲食店等から排出される廃棄物のうち産業廃棄物として扱われるもの以外です。

#### **Q 家電4品目やパソコン等特定のものにリサイクル費用がかかるのはなぜですか？**

A 環境局 HP>廃棄物と資源循環>リサイクルをご覧ください。

#### **Q 浄化槽の法定検査は受けなければいけないのですか？**

A 浄化槽の法定検査(保守点検や清掃の状況、処理水の水質の検査)は、浄化槽が適正に維持管理され正常に機能しているかを確認するための大変重要な検査です。浄化槽をご使用の方は、年1回の「法定検査」を受けてください。浄化槽の法定検査の申込みは、下記の指定検査機関にお電話してください。

【東京都環境公社(多摩分室) 042-595-7982】

[https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/septic\\_tank](https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/septic_tank)

## **3 都民からの質問**

### **<各課共通>**

## Q 多摩に住んでいますが、勤めが区部なので、都庁で手続きできますか？

A 環境局 HP>窓口一覧>各施策に関する窓口をご覧ください。

基本的には区部及び島しょは本庁、多摩は多摩事務所になります。また、施策によっては区、市が担当する場合がございますのでご確認ください。とくに八王子市は中核市として、広い範囲の施策を所管しております。

### <管理課>

## Q 高圧ガスが貯蔵されているガスタンクやガスボンベ（容器）については、ガス漏えいや破裂を防ぐ対策がどのように講じられているのでしょうか？

A 都市ガスが充填されている大型の球形のガスタンクはガス事業法の対象となり、経済産業省の所管になりますので、ここでは、高圧ガス保安法の対象となる、液化石油ガスや酸素、窒素などの高圧ガスを充てんする工場や研究施設、病院等に設置されるガスタンクや、工場や家庭で使用されるガスボンベ(容器)についてご説明します。

これらのガスタンク等は、高圧ガス保安法が定める「高圧ガス設備」に該当し、安全に設置、使用するために、法が定める「技術上の基準」等が適用されます。

ガスタンクの設置にあたっては、許可又は届出が必要であり、申請書又は届書が提出された場合、設置する位置や材質、構造等が、技術上の基準に適合していることを現地検査又は書面により確認します。

一方、ガスボンベについては、一本ごとの届出等の手続きは不要ですが、製造後、容器検査を検査機関で受検し、合格しなければ使用できません。

ガスタンク及びガスボンベは、使用開始後に、設置事業者等が定期的に異常がないことを点検、確認してその結果を記録しなければいけません。

また、劣化や異常がないことを確認するため、ガスタンクは定期的に「保安検査」を受検し、ガスボンベは定期的に「容器再検査」を受検し、それぞれ合格しなければ使用を続けることができません

以上の法に定める規定を遵守することにより、ガスタンク及びガスボンベは破裂等をすることなく安全に使用されています。

## Q LP ガスボンベの耐候性はどのくらいですか？

A 一般的なLP ガスボンベは製造時に容器検査を、その後は定期的に容器再検査を受検し、合格したものでなければ使用できません。

ガスボンベの多くは鋼製なので、湿気や水滴等による腐食を防止するために、ガスボンベには全面にわたって塗装しておくことが定められており、容器再検査の都度、塗装をし直しています。

また、日光の照射によって40℃を超えるおそれのある場合は、屋根を設ける等の措置を講じることになっています。

## Q 町会の行事で花火を打ち上げたいのですが、届出や許可は必要ですか？

A 基本的には、火薬類取締法に基づく許可が必要になります。ただし、打ち上げ花火の玉の大きさと打ち上げ数によっては許可が不要な場合がありますので、事前にご相談ください。

また、花火の打ち上げにあたって、消防、警察への届出が必要になりますので、打ち上げ場所を管轄する消防署、警察署にも事前にご相談ください。

### <環境改善課>

#### Q 区部より多摩の方がオキシダント濃度が高いのはなぜですか？

A オキシダントの原因物質となる窒素酸化物や揮発性有機化合物などの主な発生源は、東京都区部や神奈川県に集中していますが、これらの地域は多摩地域から見て風上側になることが多く、原因物質が風に乗って多摩地域へと移流拡散する過程でオキシダントを生成するため、多摩地域でオキシダント濃度が高くなるものと考えられます。

#### Q 河川の水がきれいになったのはなぜですか？

A 都内の河川の水質は、高度経済成長期に著しく悪化しましたが、昭和 40 年代後半から、工場などの汚濁物質の発生源に対する規制や下水道の普及などによって大幅に改善されました。

東京都では、河川や海域の水質汚濁を防止するために、下水道高度処理化等を進めるとともに、工場や下水処理場などの事業場に対する規制や指導を行っています。工場等の排水中の汚濁物質の濃度を、水質汚濁防止法で定める排水基準及び法よりも厳しい環境確保条例で定める排水基準に適合させる濃度規制を行っています。

このような対策により、河川の水質が改善してきています。

### <自然環境課>

#### Q 野鳥のヒナが地面に落ちています。どうすれば良いですか？

A 春から夏にかけては野鳥の繁殖シーズンで、巣立ったばかりのヒナは上手に飛ぶことができず、地面に落ちることがあります。一見するとかわいそうに見えるかもしれませんが、飛ぶ練習をしている最中で、親鳥が子育てを続けています。親子の絆を絶たないよう、そっとしておくか近くの緑地などに移し、絶対に連れて帰らないようにしてください。もし巣立ち前のヒナだった場合は、巣に戻していただくか、それが難しい場合はカップ麺の容器などで仮の巣をつくり、ヒナを中に入れて近くの木の股などに置いてください。

私たちには、ヒナに飛び方や、自分にとって何が危険なのか教えられません。自然の中で自立していけるように育てるといえるのは、とても難しいことなのです。

また、拾った野鳥のヒナを飼うことは法律で禁止されています。

#### Q 野鳥を餌付けしていたらなついてきました。飼うことはできないですか？

A 環境局 HP > 自然環境 > 野生動植物の対策 > 鳥獣保護管理対策 > 野生鳥獣に関する Q&A をご参照ください。

### <廃棄物対策課>

#### Q 家庭からの粗大ごみや日曜大工で出た廃材の処分の依頼はどこにするのですか？

A ご家庭から出るごみは一般廃棄物になり、可燃・不燃ごみ等と同様に、その回収・処分は各市町村の事

業です。回収等に関するご要望やお問い合わせは、各市町村の清掃・リサイクル所管部所にお問い合わせください。